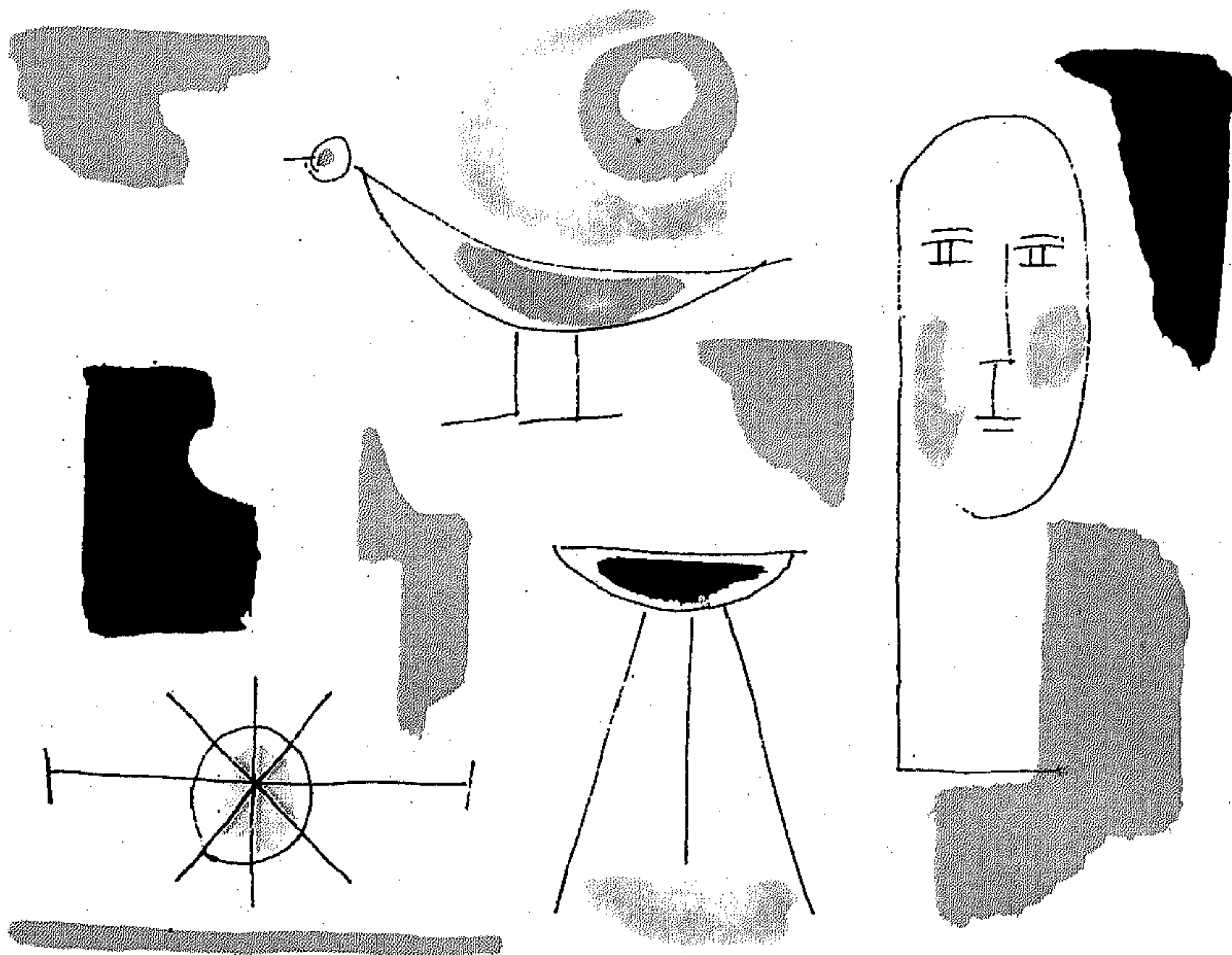


昭和30年5月30日第三種郵便物認可 昭和35年2月5日発行（毎月1回5日発行）第8巻 第2号（通巻78号）

婦人少年者

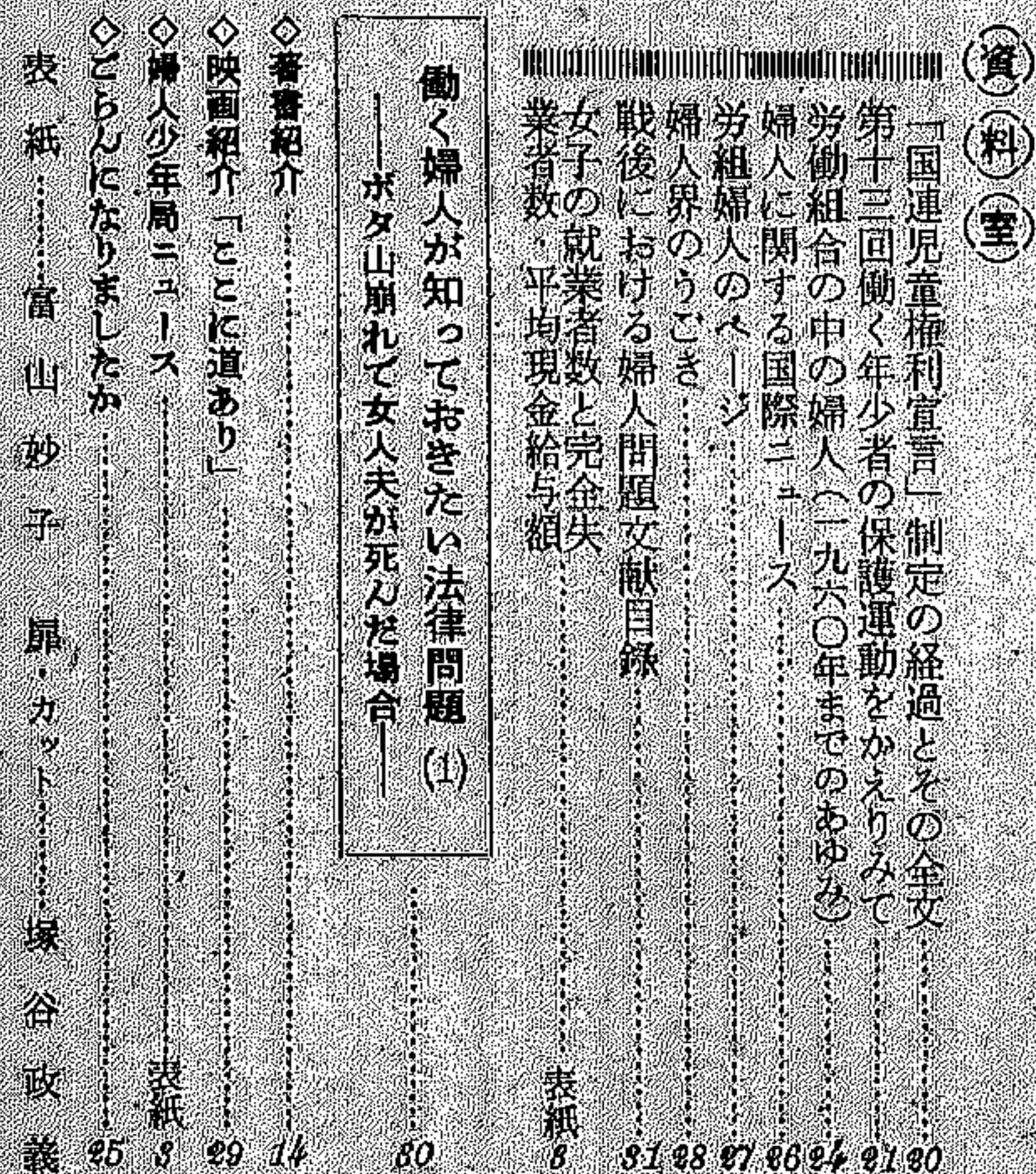


2

1960

◆国連第14回総会と児童権利宣言
◆新しく就職する年少者のために

婦人少年協会



第14回国連総会と
児童権利宣言

藤田 たき



——国連第3委員会における藤田氏(右)中央後には久米愛氏——

九月十五日にはじまり、十二月十二日その幕をとした第十四回国連総会が、「平和の総会」「雪どけの総会」とよばれたが、その名にあふれ、軍縮決議案や大気圏外平和利用に関する決議案等ともかくも満場一致採決いたしました。もちろん軍縮決議案についても総会が「現在および将来の世代を新たな破壊的な戦争の危険から救いたいとの願望に動かされ、人類に重い負担をかけている軍拡競争を完全かつ永久に終結し、有効な国際管理の下で完全かつ全面的な軍縮という目標へのいかなる進展も、これらの高い目的の達成に寄与することを確信し、」て各国政府はこのための努力を払うこと、また今春開催されようとしている十か国軍縮委員会にこの趣旨を伝達することを要請するとう、まことに、おだやかな、しかも全く他力本願的なものではあります。とにもかくにも八十二か国の協約提案で議決採決されたことはすばらしいことで「春遠からず」を思わせる総会でした。そしてこの結果をもたらすために、フルシチョフの訪米、そして国連における彼の演説が一役買ったこともいふべき事実であります。加盟国八十二か国のうちの七十九か国までの首席代表がいわゆる一般演説をしたのですが、彼等のほとんどがフルシチョフの演説に言及せざるを得なかったこと自体大いに軍縮へのムードをかきたてたといえるでしょう。

次に今度の総会で日本が経済社会理事会の理事国に当選したことは私ども婦人にとっても大いに喜ばしいことであります。経済社会理

事会には安保理事会、信託統治理事会と共に、国連の主要機関の一つで、十八か国の理事国よりなり、任期は三年で、毎年六か国、即ち三分の一の理事国を改選するのですが、今年安保理事会の非常任理事国の任期満了の日本はこの経済社会理事会への選挙に立候補したのでした。その選挙の行なわれた十月十二日、今晩は祝賀会と大いに張り切り、第二回選挙で必要な三分の二、即ち、五四票以上を優に確保できるつもりでしたが、第一回で当選がきまったのはブラジル・英国・ソ連・デンマーク・ポーランドの五か国だけで、日本は三分の二を得られず結核六番目の日本と、七番目のインドの決選投票にもちこまれてしまいました。二度、三度と投票は続行され、六度目の投票にあたり、ようやくインドのメナン代表によるインドの譲歩の発言で日本の当選がきまったのでした。

今までの日本は、総会においても政治面における活動には非常に熱心でしたが、経済社会分野における活動にはやや冷淡のよう思われましたが、この当選を契機として、じみではあります。が非常に大事なこの方面への日本の積極的な活動が期待されます。なお婦人の地位委員会はこの経済社会理事会の直接の下部機構の一つであります。

さて第十四回総会の収獲のうち最も大きな収獲の一つと賞讃されているのが「児童権利宣言」であります。これこそ経済社会理事会の下部機構である社会委員会、人権委員会の大いなる努力の結果、今次第十四回総会において

審議されるに至ったのであります。

戦争の惨害を一番うけるのは、いたいけなこともたちであります。それで戦争が終ると、子どもらの幸福の保障が考えられるのですが、第一次世界大戦後生まれたのが、当時の国際連盟によって一九二四年採択された「ジュネーブ宣言」でありましたが、第二次世界大戦後、情勢の変化に伴い新しい宣言の必要が考えられ、今度は国際連合経済社会理事会の下部機構である社会委員会が、一九五〇年「児童の権利に関する宣言案」を起草、第十一回経済社会理事会に提出しましたが、経済社会理事会は、この宣言案の内容が「世界人権宣言」と緊密な関係がありますので、人権委員会にこれを付議し、人権委員会は昨年の第十五委員会でも漸く独自の宣言案を採択、第二十八回経済社会理事会を経て、

今度の総会へと提出したのであります。こうしてこの「児童権利宣言案」は私が責任をもたされました第三委員会(社会・人道・文化)へとまわってきたので、この原案をもととして私たちは一か月にわたって審議を重ね、十月二十日これを採択(カンボディア・南連邦棄権)し、さらに十一月二十日本会議において、満場一致通過せしめたのであります。

この宣言は前文六か条、本文十か条からなっておりまして、こどもに基本的人権として、教育を受ける権利、健全に育成される権利、社会保障の利益を享受する権利等を保障し、また、これら諸権利の享有にあたっては、人種・国籍・皮膚の色、宗教・政治上、その他の意見により

差別待遇されるべきでないことをうたっており、また、この宣言によって私たちは、次代を担うこどもらに最善のものを与えるのが人類の義務であるとの思想に基づき、こどもが精神的にも、肉体的にも未完成の状態にあるという特殊事情を考慮し、一九四八年の世界人権宣言を補足するため、こどもらの諸権利を特にうたって、その福祉をはかり、それを増進することを誓ったのであります。

これは宣言という言葉が示す通り、こどもの福祉の指導原則を述べているもので、各国政府は自国の特殊事情を考慮して、これにもとれた諸原則を実施する道義的責務をおうことになったのであります。

次に宣言案審議中、特に問題となった一、二の点について述べましょう。

前文第三項には「児童は身体的及び精神的に成熟していないので、特別の保護を受ける云云の語がつかわれていますが、この項の審議にあたり、はしなくも家族計画・産児制限についての大論争が展開されました。といいますのは、こどもの定義についてです。こどもの概念をまだ生まれていない胎児にも及ぼすべきだ。即ちこどもが母の胎内にやどったその瞬間から保護すべきであるとのイタリア・アルジェンチン等カトリック国代表による強硬な意見が出たのです。一方妊娠中絶、避妊をみとめる国々は、この立場に同調できません。またある代表は、胎内にやどる瞬間の決定は今日の医学では不可能だと断然反対いたします。委員会ではこの

「from the moment of conception」の言葉が何度繰り返されたことでしょうか。この論争は数日間続き、ために第三委員会の傍聴人が増加したほどです。結局、ファミリー・ピン代表が「出生及び出生後のこども」と妥協案を出し、ようやくこのピンが切り抜けられました。カトリック国代表は再び同じ趣旨の修正案を、主文第二条の審議にあたって提出する熱心さでした。中絶・堕胎に対して、これらカトリック国代表が、殺人にひとしい見解をもっていることは、日本において堕胎が至極簡単に行われている現状に比し、深く考えさせられたのでした。

次に主文第一條の審議にあたり、今日なお、世界の各地において人種的あるいは政治上、宗教上差別待遇が行なわれていることが感じられるのですが、例えば極めて最近革命を経て来たキューバの代表など、両親のみならず近親などの政治的立場のため、こどもが差別待遇を受けてはならないなどの発言をいたしました。

宣言案の審議に際し、一般的には、大多数の国から、ある地域における特殊な問題を規正するよりなことなく、普遍性が必要であり、宣言は極めて平易、簡潔に述べられるべきであるとの意見が強調され、その結果少数の国の政治的社会的、あるいは民族的特殊性に基く、普遍要当性を欠く提案は、凡て否決されました。このようにことがすてに述べましたカトリック教義にもとづく人工妊娠中絶の絶対禁止案、ソ連圏の教育・医療を完全に無償とする案、イスラエルの宗教教育に関する提案等でありました。

新しく年少者を雇用される

方々へ

年少者の心理と
扱い方



井坂行雄

どんな仕事でも、年少者を雇ってすぐ役に立つ仕事はないかと思ひます。もちろん年少者はそれなりに必要であり、またある程度役に立つから雇うのでしようが、雇い主が期待する通りに役立ち、働くことができることは少ないと思ひます。そこで、まず、どんな気持ちで就職したのか、職場で働くことをどう考え、どのような期待を持っているかを第一によく理解してやる必要があります。それは雇い主と雇われた方とで、何か実際に気持ちの上でのくいちがいや、何

かの問題での対立を生じてからではおそいのです。なるべく早く、そして個別的にか、小さなグループでの話し合いによって、予め相互の理解を深める用意をしたいものです。

年少者は、今の、あなたの職場につくまでにいくつかの就職を考え、試験を受けて来たのかも知りません。またはじめから今の職場を希望し、幸いに一回で就職が決まったのかも知りません。しかし、年少者の職場に対する理解や期待は、雇う側のものの気持ちや、職場で実際に求めているものとは必ずしも一致していません。例えば多くの友だちが上の学校へ行くのに、自分は家庭の事情で就職しなければならなかった、とか、しかも、自分より成績が悪かったものも進学するのに、自分はそれができなかったとか、職場そのものの問題とは別に、職場に入るまでの背景に問題を持っていることが多いようです。

不幸にしてわが国の社会的雰囲気は、年少者が労働につく場合に、このようないわば劣等感を持たざるを得ないようなものを多分にもっています。これは半面から言えば、中学校を卒業したのみで就職するものの大部分が、少なくとも当初は定時制高校等への進学を熱心に希望することでもよくわかります。たとえ夜間でも学校に通いたいというのは、唯勉強をしたいというよりも、社会が高校卒の資格を持てばそれだけ有利に扱つか、友だち仲間とひけ目を感じなくなる、といった理由の方が強いことが明らかで、と云われましょ。

わが国の立場からいいますと、宣言案は大概において、日本国憲法・児童福祉法・教育基本法・労働基準法その他関係法令及びわが国の児童憲章と全く一致するものでありますので、わが国代表団としては、宣言案全体について賛成票を投じ、積極的に支持いたしました。

以上述べましたように、「児童権利宣言」はこどもの権利の原則の宣言にすぎず何ら法律的拘束がない、いわばこどもの幸福をまもろうとする世界の大人の申しあわせ、約束ごとに過ぎません。しかし、法律的には縛られずとも、これによって私たちは個人、個人として、団体として、政府として、強い道義的責任を課せられたのであります。去る十二月十六日参議院本会議で自民党の紅霞みつ氏が提案の理由を説明、社会党の坂本昭氏の賛成で、満場一致可決され、出席の岸首相から「これを機会になお一層児童対策に努力する」との約束が与えられたことを私たちは忘れないでしよう。児童憲章はあつても、労働基準法はあつても、日本のこどもの現状はどうでしょう。こどものしあわせのための予算はどれだけ増額されたことでしょうか。「児童権利宣言」採択に双手をあげて賛成した日本政府は、大いに反省しなければならぬと同時に、この宣言にうたわれている両親、非政府団体の責任も深くかえりみられねばなりません。

今度の総会では婦人代表の顔ぶれも随分変わっていました。アフガニスタン・ビルマ・カンボディア・ハイティ・ホンデラスなど、これま

で総会には婦人代表の顔ぶれがあまりみられなかった国々からも代表がきていました。一方キューバからの十年代表であり、婦人の地位委員会で先年、委員長までつとめたマヌス女史の顔がみえなかったのは寂しいことでした。恐らくキューバの革命により失脚したのであらうといわれています。代りに若く、能弁な、幾分がむじやうな女大使が来ていましたが、その投票よりは去年までとがらりと変り、共産圏のそれに近いものでした。

何といつても今度の婦人代表の白眉はベルギーのシスリー夫人でした。夫人は国連には七、八年の経験をもつベテランで、非常に点のからい事務当局にいわせても、男女議長中最優秀と銘うたれるほどの名議長ぶりでした。この議長のもと、第三委員会には「児童権利宣言」の外、経済社会理事会報告に対する諸決議（一）教育・科学・文化の分野における国際協力促進に関する決議、（二）麻薬管理のための技術援助に関する決議、（三）低家賃住宅に関する決議、（四）非行少年問題研究に関する決議、（五）死刑問題研究に関する決議等）、難民問題、ガン研究者に対する国連賞の設置、人権規約案審議（市民的及び政治的権利に関する規約案即ち案の第十二条、第十三条及び第十四条）並びに報道の自由に関する条約案の審議等、大量の活動をつづけたのであります。

（前婦人少年局長・国連日本政府代表）

婦人の地位委員会 第十四回会議について

婦人の地位委員会第十四回会議は次のとおりに行なわれます。日本からは代表として谷野婦人少年局長が出席の予定です。

会期 一九六〇年三月二十八日より四月十四日まで

場所 アルゼンチン国、ブエノスアイレス

委員国 アルゼンチン、カナダ、中国、コロンビア、キューバ、チリ、コスタリカ、フィリピン、フランス、ギリシア、イスラエル、日本、メキシコ、オランダ、パキスタン、ポーランド、ソ連、英国、アメリカ

仮議題

- 一、役員選挙
- 二、議事日程の採択
- 三、婦人の政治的権利
- 四、労働サーヴィス計画
- 五、同一労働同一賃金
- 六、婦人の経済的機会
- 七、婦人の教育の機会
- 八、私生活上の婦人の地位
- 九、結婚婦人の国籍
- 一〇、人権委員会最終回会議および少数者の差別防止および保護に関する小委員会最終回会議に出席した婦人の地位委員会代表の報告
- 一一、全アメリカ婦人委員会の報告
- 一二、婦人の地位に関する通信
- 一三、事業計画と優先審議事項の検討
- 一四、経済社会理事会に対する報告書の採択

立場——といって悪ければ多量の人の心に働いて貰わなければならない立場にある人の心構えとしては、何か現代にも通ずるものが含まれていよう。人の前で叱られる「それは、どんな場合でも、特に年少者には大切なことだ。悪いことをしたなら叱られることは当たり前だとは思って、人の前で叱られると、当り前だと思ふ心よりも、叱る者に対する反感や反感や憎しみの感情が強く出てしまつて叱る目的は薄れてしまふ。それは、人間には、自尊心感情というものがあるからです。これを根こそぎ傷つけるような叱り方をしたら、叱る効果は全くありません。たとえば、仕事の上でちよつとした間違いをしても、忙がしいといふ、人前でもかまわず、「馬鹿、氣をつけろ」と言つたことで済ませがちですが、ちよつと我慢して「どうしたんだい、それはここをこつとやつたらあつたのだよ」といふ風にいへば、救われます。その場合は、叱るというより、もう教えることになるといふ方がよいと思ひます。

年少者は経験も浅ければ、実際の知識や技能もまだまだ未成熟なものです。そのために起つて来る不調子なことを叱つたのでは、改善も発達もみられません。それは仕事の上ばかりでなく、いろいろな社会生活についても言われます。昔は厳しくすることだけが仕事をしつかりしける方法のように考えられてましたが、そして現代だからいい加減に甘やかせといふことではありませんが、もっと働くものの心の実際に即して扱わねば効果はありません。人権を尊重すると

いったことも、ただ労働時間を守るとか職場の条件を整理するといったことだけではなく、もっと根本的には、人間を人間にすることだと思ひます。そして、もつと人間的に言へば、ここで述べたような、叱ることと教えることを区別することもその一つだと思ひます。世の中で、「仕事を教える」といふ言葉はあつても「仕事を叱る」といふ言葉はないでしよう。仕事の上のことは、たとへば、叱ることでも、教える育で必要があるのです。叱ることは「悪いこと」例えば、人の身体を傷つけるとか、暴力でひとの自由を奪うとかさういふことに對して、それを矯正する手段の一つとして使われるべきものでしょう。

よく「あれだけ可愛がってやつたのに、恩を仇で返した」とか「飼犬に手をかまれた」とか言つて、雇ひ主の親切や思いやりが、却つて反對になつて帰つて来た例を聞きますが、そこには、両者の間にやつぱり何らかのずれやぐちがあるやうです。親切は押し売りだけではできません。その親切が、実際に年少者の扱ひの上に具体的に表われなければならぬでしよう。その一つが叱ることと教えることを区別することだと言ひたいのです。

仕事によつては、これらの人間の個性を抑へて同じような人間としてやつた方がよいこともありますが、生活の面では、この人による相違を十分認めてやる必要がありまふ。

もつと具体的に言へば、たんに他の人間と比べないことです。「誰はあつたやうにやうやうにやうやうに」といふ言はず、もしその本人に改善したいと思はれるところがあれば、その本人の長所をあげながら、なお改めたいと思はれるところを指摘してやる方がよいのです。やたらに他人と比べると、その比べられた人間に對して劣等感や反感を持つたり、自分は何にもいいところがないと思ふやうになつて、特に雇ひ主を信頼していればいるほど、それは強ひひいて、自分は駄目だと思ふやうになつてしまふ。どんな仕事でも、自分は駄目だと思ひながらやつて、うまうまい仕事はありまふ。仕事があつたやうにかなければ自然と、生活も人間も駄目になつてしまふ。

四、仕事を通して人間を
こう考えますと、年少者を使うことは、唯仕事をさせるというだけではなく、実は年少者なるが故に特に、人間を育て、つくつてゐることにすることが明らかでしよう。年少労働者の雇ひ主は、実は教育者でもあるのです。仕事を通して人間を——といふことを念頭に置いて、可愛いわが子を育てる心があつてはじめてすべからぬが、円満に行くのではないでしようか。

——教育大学助教授——



新規 中学・高校卒業者の就職

小谷 政一

そこで全般的に明るい空気に満ちてゐる新規卒業者の就職について、労働省の調査による求人、求職見込及び職業安定機関の取扱ひ実績を基礎として、その概要を紹介しよう。

あと一月すると、新しい希望に胸をふくらませた若人たちが学窓を巣立ち、そのうち中学・高校を合せて一〇三万人に達する多くの者が、新規労働力として労働市場に送り込まれる。この新たな新規学校卒業者が就職の形であられるか、失業の形であられるかは社会的にも経済的にも極めて重要な問題である。

私達職業安定行政にたずさる者は、これらの人々にできるだけ良い職場を、そして安定した仕事を与え、新しい社会への門出にふさわしい豊かなものにし、たいというのを常々考へてゐるのであるが、この時期になると、その思いをまた新たにするのである。

今年の卒業生に対する就職についての採用選考は、高等学校は昨年八月十五日から、中学校については特に雪の深くなる北海道外十一県などは十二月、その他一般の地域は本年一月一日からはじめられたので、高等学校についてはすでに天目山の戦いはもう勝敗が決まつたのかも知れないが、中学校についてはいままだにたけなわであり、社会の関心もその層うに集まつてゐる。

幸い最近の雇用情勢はとみに明るさを増してゐり、製造業を中心とした景気の好転はその関連産業にまで波及して全国的に求人数は増加し、ことに新規中学校卒業生については空前の求人ラッシュが予想され、現に特定の産業・職種によつては求人難が現出している。

最近における雇用の動向

最近における雇用情勢は好転しており、これを職業安定機関の取扱ひ数によつても景気が上向きに転じた一昨年七月頃から求職者が減り、逆に求人がふえてゐる。昨年に入る一月—一月平均では前年同期に比べて求職は約七％減少し、求人は約一％増加している。これをさらに産業別にみると製造業の求人増加が最も目立ち、電気機械、鉄鋼、化学工業では求人数が前年同期の約二倍という好調ぶりであり、しかも最近ではテレビブームによる電気機械の設備拡張が、その販売店や下請工場に求人増加となるやうに、関連産業やサービス業にまで波及してゐる。

これを毎月労働統計から「雇用指数」で見ると、九月は前年同月より産業総数で八・一、製造業一〇・三とそれぞれ前年の水準を上回つてゐる。しかもその増加率は次第に大きくなつてきており、企業の整備件数からながめても一〇月の整備件数は二一〇件、整理人員一四四〇人で、神武景気といわれた三二年初めと同水準まで下がつてゐる。

このうち二千六百人は北九州を中心とした中小石炭産業の整備によるもので、製造業や商業、サービス業

種別	卒業見込者数	就業希望者数	雇用労働希望者数	求人見込数
中 学	七六二千人(一〇・一％増)	六二八(一四・二％減)	五二四(一一・四％減)	六九九(八二・七％増)
高 等 学 校	九二二千人(九・九％増)	五九二(八・九％増)	五二〇(九・四％増)	三二七(七〇・七％増)

中学・高校卒業者の求人・求職

労働省が昨年一〇月末現在で新規卒業生の求人・求職見込を調査したところによれば、その数値次のとおりで、卒業見込者は前年同期に比較して中学・高校合せて、四・二％の減少であるのに対し、求人見込は反対に七八・六％の増加を示してゐる。

中学においては、今年卒業生はその出生年次が昭和十九年及び二〇年で、出生率が極めて低いところから、卒業見込者及び就業希望者は、前年にくらべてそれぞれ約二〇万人、一〇万四千八千人減つており、したがつて就業希望者のうちから自営業又は自家業への就職希望者を除いた「他人に雇用されることを希望する者」すなわち純然たる雇用労働希望者は、前年よりも六万六千人減少してゐる。

これらの雇用労働希望者が今年の就職戦線にあらわれ、これらにたいしては、これを性別にみると、男、女それぞれの卒業見込者中に占める割合は、僅かではあるが、女子が男子の場合よりも低く、そこには農村の最近における連綿農作によつて進業者や家事従事者が

ふえていとも影響しているものといえよう。雇用労働希望者のうち、自己の県以外の他の地域に出で就職したいという希望者が一五万三千人で、全体の約三〇%を占め、その就職希望地もほとんどが大都市に集中している。

高校においては、卒業見込者及び就職希望者は前年度に比しそれぞれ八万三千人、四万八千人の増加で、就職希望者の八七・八%が、雇用労働希望者である。これは前年度よりも約四万五千八人ふえており、特に女子の増加が目立って高い。このことは卒業見込者自身が男子の場合よりも女子において高い増加率を示していることにもよるが、それよりも戦後女子の職場進出が激しくなり、学校を出たら数年間は勤めに出ようとする風潮の影響によるものといえよう。

雇用労働希望者のうち他の都道府県に就職を希望する者は七万五千人で、前年度と比較して一五・四%増加しており、それは雇用労働希望者の一四・二%に相当する。しかもこの傾向は男女同一ではなく、総数の三分の二は男子であり、三分の一が女子である。つまり、女子高校生はその多くが家庭から通勤できる職場を希望しており、中学の県外就職希望者は男女ほぼ同数であるのにくらべ、年頃の関係もあるが著しく劣勢である。もっともこれは中学の女子には紡績その他の大量求人がある必要地都府県から多数あり、毎年これに相当数の就職者をみている実績があるが、高校の女子にはそれがなくともその一つの原因である。

求人傾向 求職見込と同時に調査した求人見込数は前記のとおりで、中学では前年同期に比較すると約三〇万五千人の求人増加である。これを産業別にみると製造業が五三万四千人で、全求人数の七六・二%を占め、前年同期の二倍の伸びをみせ、特に最近の市場の活況から操縦が緩和され、人手不足な紡績業の増加

が著しく、前年同期にくらべ二・四倍という好調さである。製造業に次いで求人数の多い産業は卸売業・小売業で、求人数一〇万人（全体の一四・三%）であり前年同期よりも二六・八%の増加を示している。以下サービス業・建設業・運輸通信業の順である。

高校については、求人総数の前年同期対比は三万六千人、七〇・七%の増加で、その産業別順位は中学の場合と同じく製造業が最も多く一三万二千人で、全体の四〇・四%を占め、前年の二倍に達している。次に卸売業、小売業が一〇万七千人、全体の三二・六%でこれに次ぎ、その差に開きがないことは中学求人の産業別構成と傾向を異にしている。

以下求人数からみた産業別の順位は、金融保険不動産業・運輸通信業・サービス業の順で、いずれも前年同期よりも四〇%から七〇%の増加を示している。

職業安定機関の取扱実績

この求人・求職見込に対し、実際に公共職業安定所において取扱われた職業紹介の状況を昨年一二月末の統計によってみると、中学では求職申込者三九万五千人に対し、求人数はすでに六八万四千八人に達し、すでに求人者が求職を七三・三%上回っている状況で、前年同期にくらべると求人数は二・一倍の伸びである。特に活況を呈している繊維産業及び電気関係の求人増加は著しく、求職者数に対する求人の比率は全国的にみて概ね二・五倍、地方によっては三倍以上という状況で、求人者は必要労働者の確保に頭を悩ましており、求職者にとってはまさに「広き門」である。

高校においても求職申込者三七万人に対し、求人数は三六万二千人で、中学の場合ほど圧倒的な求人超過とまではいかないにしても、高校としては需給のバランスは近年になく良好である。また高校については採用選考の開始が早期であるところから、同月現在で

に就職決定者が把握されているが、その数は一三万四千で、求職者数に対する就職率は二九・〇%、前年同期の約二倍という良好な成果である。

今後の見通し

新規卒業者の就職は、最終的には例年中、半において概ね九九・五%以上、高校は九五・〇%以上の就職率をあげており、また通常の年においては、前年中に申込まれる求人は、そのほとんどが大企業からのもので、毎年新規卒業者の七〇%を占めているいわゆる主たる需要源である中小企業の求人は概ね翌年一二月頃から本格的に出されるのが多かつたのに比し、今年はその前年中に多くの求人が出されておき、ことに中学では求人数が求職者数を大幅に上回っている状況なので、今年には前年度の就職率よりもさらに良好な成果をあげ得るものと予測される。

しかしながら、就職あっ旋の本質は、単に求人、求職の数量的調整によって解決されるものではなく、量よりもその質的な面、すなわち就職の内容が問題であり、特に清新にして貴重な労働力の担い手である新規卒業者を送り込むに当たっては、特にこの点に慎重を期することが肝要であるので、職業安定機関としては求人事情の数量的好転のみに満足することなく、その質的な面を中心とする就職あっ旋に努めているが、その間においては、前述のごとく増加が著しい求人事情とはいえず、その雇用条件や労働環境等を吟味してみると、決して手放しでは喜ばない面も多く見られ、これらに対する改善指導等の必要が感ぜられる。

そこで今年には特に求人条件の質的向上をはかるため、職業安定所において求職者の紹介を行なう場合は求人条件を充分検討して、まず定着させ得ると思われる事業所へあっ旋することを第一義的とし、新規卒業者をして健全かつ、安定的な

送り出す側・受け入れる側

他県に教え子を送り出すにあたって

油谷 光男

(東国分中学校長)

私の奉職する東国分中学校は鹿児島県のほぼ中心部にひろがる国分平野の南方、鹿児島湾の底にあたる沿岸地帯にのぞんでいて、交通の便に恵まれています。生徒の大部分は農家の子弟ですが、当校周辺は耕地が狭く、農家一戸当りの耕地面積はわずかに三四アールに過ぎず、農業だけではどうも生活できない状況なので、出稼ぎは当地の宿命と言えまじやう。

第1表 昭和33年度卒業生の進路状況

進路別 年度	進 学		就 職		家 事 事 業 従 事 者		就 職 率 (%)
	男	女	男	女	男	女	
33年度	68	37	37	50	2	2	44.3
34年度	42	47	43	44	2	0	49.0

第2表 昭和33年度卒業生地域別進路状況

東京都		愛知県		岐阜県		奈良県		京都府		大阪府		兵庫県		福岡県		県内	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
13	0	16	24	0	11	1	0	0	2	6	8	1	2	0	2	1	6

表。三十三年度の卒業生が最も多く就職したのは愛知県の四〇名で、大阪・東京・岐阜の順になっています。就職した職種は、男子では金属加工に関するものが多く、旋盤工・八・ボール盤工・プレス工・板金工・機械組立工・上工三などがみられ、その他、化学工業・三・店員・三・電気接工・電気部品組立工・三・家具工・三・クリーニング工・製パン工・塗装工各一など適職に就職させるよう努力していただきたいと思います。女子では

何といっても紡績関係が多く、三四名が就職し、陶器給付工・八・タイル工四がこれにつぎ、その他、染色工・三・看護婦見習二・美容師見習一となっています。さて、本年三月卒業する者の進路の傾向をみると、前年と比べて男子の就職者が増加していることとで、就職希望地域は、男子は東京が多く、女子は大阪に増加の傾向がみられます。つぎに希望職種をみると、男子は前年と同様、大部分のものが機械関係を望んでいます。女子は僅かながら店員希望者が出ていることとで、また男女共に、概して大規模の企業に就職できる傾向は、教師としても大いに歓迎し、喜ばしいこととあります。つぎに、学校側として公共職業安定所に望みたいことを、二、三述べたいと思います。一、私どもはつねに教育者としての立場から生徒の個性の尊重ということを念頭においているのでありますが、安定所の紹介は、とかく行政的にあつせんを行なう傾向があり、そのので、できるだけ個性を重んじて就職に就職させるよう努力していただきたいと思います。このことは就職調査して、そのレポートを提出させ

ることになりました。ところが、大部分の事業場は喜んで参考書類等を送ってくれましたが、ある事業主から子供宛に、会社の内容をそんなに詳しく調査しなければ仕立てできないから採用を取消すといってきた。まだ、こういう考え方の雇用主もあるのかと驚いた次第です。

一、恵まれない子供たちが将来に夢を描いて就職するのですし、親元を離れて馴れない土地に始めて働きに出るのですから、その心情を思いやる愛情を持っていただきたいものです。

二、青年前期の最も発達する年頃に当たりますから、勉強や運動の時間を与え、心身ともに十分のはびきりするように心を配っていただきたいものです。

三、働きながら学びたい希望者が多いのですが、大部分の事業場が夜間通学を許さない状況です。日本の産業振興の上からも雇用主の方々は長い眼で見て、通学を許されるよう望みます。

四、短日中で離職、転職する者の原因をみると、求人票の条件と実際とが違っていたからという理由が最も多いようです。求人票の内容は誠実に記入していただきたいと思ひま

す。以上、私の学校での経験からいろいろ希望やお願いを述べましたが、子供の就職の問題は、学校、安定所、雇用主が互いに協力しなければなりません。

他県から年少者を受け入れる立場から

石 西 尚 次
(大阪府信濃橋公共職業安定所長)

鍋底景気などと言われていた一昨年と打って変わって、昨年は岩戸景気から高天原景気といろいろの名称がつけられたが、一部産業を除く殆どがその華々しい名の如く好調な足取りを示していた。

大阪府に於ても、一昨年十月に比し昨年十月は企業整備の件数で四八・一％、整理人員で六七・一％と著しい減少を示した。公共職業安定所の窓口も十月には前年同月に比し求職者数二四・〇％減となった反面、求人数が三〇・二％増加という状況であり、この一般の労働市場状況は

そのままた本年三月卒業の新規学校卒業生、特に中学校卒業生について、著しい需給のアンバランスを示して来た。大阪府下事業所の前年の中学校卒業生に対する最終求人数六〇、

決できないことですから、今後ますます三者の相互理解の機会をもって日本の将来のためにも、安定した職場に子供たちを送りたいものと思ひます。

四七五の記録は、昨年十一月月上旬に既に六五・五九五と破れ、月末には七四・四七四の高い数字を示したが、さらに十二月中旬には八万人を超えて本年に入り、なお毎日求人申込受理に忙殺されている。これに対し、大阪府下中学校の就職希望者は三

一、〇七〇であるため、他府県出身者、特に住込就職者を求めるものが多く、その充足に苦慮している状況である。

この需給のアンバランスは当然受け入れ態勢についての反省となって現われてきているのである。この際、大阪府では、例年の集団求人方式による労働条件も、府で要請した一定水準に達しない条件の事業所は集団求人扱から除外するなど積極指導を強化したのである。集団求人のみな

送り出す側・受け入れる側

広き門として喜ばれると共に、労働条件の向上を招いたことは事実である。しかし、今こそ職業指導についての努力の真価を発揮するときであり、職業選択の原則的要素について再確認されるべきときである。

例えば第一に、本人の能力・性格その他の反省なしに好条件の事業所応募に殺到して、本人にとって真に適正な職場についての判断を誤り、度々不合格となって自信をなくし、就職困難の事態に陥るといふ例は、毎年相当多いのである。就職希望者は学校でもあまり勉強をしないといふことを度々聞くのであるが、最近では、高等学校への入学試験と比べ多数のものが第一希望としてねらう事業所の採用試験の合格率は低いことを覚悟しなければならぬ。希望の道を直進し得るのは実力であるといふことを忘れてはならない。進学希望者よりむしろ就職希望者はさらに学習に力を入れると共に、職業観について誤りのないよう留意すべきである。

第二に、好き嫌いのみを重視した職業選択は非常に危険がある。もちろん興味は職業選択の一要素ではあるが、好き嫌いといふことは容易に自覚し得る心理的な状態であり、且

つ絶えず動揺するものであるから、好き嫌いの原因を検討してみることが肝要であり、比較的自覚しにくい自己能力への反省が必要である。

第三に、就職する子供の家庭の事情についても、特に遠隔地に就職する場合、十分考慮する必要がある。例年ホームシックが原因で帰郷するもののうち、家庭に心配が残っているものが多く見られる。昨年にも就職者中、来阪した直後かねて入院中の両親のことを心配して帰郷を申出たものがあつた。遠くへ就職する者の父兄はこの点特に注意していただきたい。郷里を遠く離れた場合、親子の情愛は特に微妙な状態となり、手紙の一字一句が双方の心配の種となって職場を離脱することがしばしばある。

第四に、就職については全面的に先生に任せ切りの父兄があるが、これは大変な誤りであり、父兄の助言は最も欠くことのできぬ大切なものである。このため父兄はいつも子供の正しい相談相手としての準備がなければならぬ。学校の先生と連絡を緊密にして、子供についてよく知り、また職業についても正しい知識を得ておきたいものである。機械工なら労働条件はどんなものでもよ

いといつて就職してから、労働条件が理由で退職するものがあるなどは考えなすべきである。また、将来独立自営を考えて就職する場合、大企業に就職しては殆んど無意味に近い場合が多いことを知るべきであり、わが国の事業所の大部分を占める中小企業にも、未開拓のよい職場があることを忘れてはならない。

最後に職業指導関係の先生は日夜辛苦を重ねていられるのであるが、遠隔地に就職する生徒のために就職先の自然環境・作業環境・作業内容は勿論、その地方の労働状況についても資料を集集し、具体性をもった指導により、将来の職場適応の参考になることの必要を痛感する。そして事業主との直接を避け、必ず職安機関と協力の上、生徒の就職につき協力していただきたいものである。

就職者の職業人としての将来は決して平坦なものではない。常に自己を正視し、しかも社会を正しく知っていることは最も必要なことであり、新規学校卒業生の就職には広い門を開いているこの好景の中にも、社会の沈滞層のように、職業に見離された多数の失業者があることに、思いを致すべきである。

らず就職希望者が少ないといわれる店員関係の求人事業所などは、続々新施策を考案して受け入れ態勢を整備している。これは量的に人員を獲得することを眼前の目標として行なわれている対策であるが、多数の応募者を得て同時に質的に優秀な人材を選抜し得るのが真目標であることはもちろんである。現状は就職希望者が雇用者を選抜し得る立場であり、雇用主が求職者を選抜することは非常に困難であるものが多い。

最近新聞に報道されていたものの中に、給食は事業所により一定のワケのあることであり、利益金はその福利厚生施設の改善にまわし、働きたい職場にというので、約一億圓を投じ冷暖房、テレビ、洗濯機を設備し、各室に水洗便所を付けた鉄筋宿舎と、約五千万圓の食堂を新設した大阪府下のある紡績工場があると云うのも、一つの受け入れ態勢についての考え方の現われであり、さらに従業員の郷里で父兄会をつくらせて、年に四・五回金銭から出張して従業員と父兄の中に立ち、両者の心の交流をはかるなど精神面においても苦心されているものもある。

こうした需給のアンバランスは、中学校卒業生にとっては一応就職の雇用機会を得させるよう努めている。そのため雇用条件や労働環境等が必ずしも良好でなく、新規卒業者が就職について魅力を持たないが、中小企業の求人については、同一地域または同一事業の多数の求人者が協同して、集団の力によって労働条件の向上(賞金制度の明確化、退職金制度の確立、週休制の採用、各種保険の加入等)や労働環境の改善をはかり、必要な労働者の確保に効果を収めている集団求人の一層強力な推進をはかり、わが国産業構造の大部分を占める中小企業の近代的な雇用形態の確立に努めている。また、適格紹介をはかるため、学卒者に対する適性検査を全面的に行ない、その結果と学校教員の観察結果とを尊重して、詳細な職業相談を行なうことにより適職を発見する方針を進めるとしている。

さらに国全体の立場からみた都道府県間の需要、供給を調整するための広域職業紹介を積極的に推進し、これに必要な全国需給調整会議の開催、需要地の行なう求人、求職の交換等を行なっている。今年は雇用条件の質的向上と求職者の適性を充分考慮した適格紹介を大きな二つの柱として、全国の職業安定機関をあげてその実現に努めているので、最終的に実質的に前年度以上の向上を期し得るものと予想している。

(労働省雇用安定課)



新しい就職者を迎える商店街

東京都のモデル地区から
東京には四つの大きな年少者福祉員のモデル地区があります。その中で合羽橋商店街については、昨秋、本誌十号で紹介しましたので、ここでは他の二つのモデル地区の紹介をかねて年少者を迎える側の声をきいてみました。

編集部

福祉施設の充実をめざして

日本橋問屋街

日本橋問屋街とひと口にいても

横山町・馬喰町・橋町の約八五〇店を含む大世帯であるが、私たちが従業員の労働条件向上の一環として、全国にさきかけて日曜日全店休業の完全週休制にふみきつたのは、昭和三十三年九月一日である。それから二年数か月を経過しているが、その間、私どもが心を砕いたのは、従業員にとり住込み年少従業員の週休制にともなう余暇善用の問題である。そこで御参考までに、私どもが現在実施しているものや、計画しているものも福祉施設を紹介してみよう。

1、公立学校校庭日曜開放
久松 申・久松小・牛思小
2、青年学級の新設
昭和三十三年二月申請し、三十四年も引続き浜町中学校に二学級を開講し、学級生は約五〇〇名、開講日は毎日曜日、商業青年学級のモデルケースとなっている。

3、商工青年文化教室の利用
都教育委員会の主催により京橋京華小で毎年繰返し開講されるので、その都度多数を送り込んでいます。

4、図書館の利用
日本橋図書館・久松中図書館に特別に交渉して、利用させてもらっている。

5、店員講習会・レクリエーション
開催
横山町・馬喰町・橋町問屋

連盟、横山町々会、横山・橋通り共栄会等の団体でそれぞれ開催している。例えば、連盟のサイクリング・スキー・生花・詩吟の講習、野球・卓球大会、横山町の運動会、野球大会、集団旅行会、共栄会の集団旅行会などである。

6、問屋店員を構成員とする東京実業健康保険組合（組合員約一万七千名）の保健施設
（1）年間を通じて、補助熱海・箱根の旅館と契約し、補助をしてたやすく利用できる保養施設（年間利用者二千名）（2）毎年夏季、鎌倉・江の島の島の家を開設、店員の利用に供している（利用者五千）。

○各事業所の店員宿舎の新設
昭和三十一年四月、横山町・馬喰町・橋町不燃化建築促進連盟を問屋街有志三百名で結成し、多くの隘路を打開しながら不燃化建築物の建設に邁進しているが、その目的はもちろぬ火災予防・災害根絶にあるが、もう一つの狙いは、その上層階に店員の住宅をのせ、店員の余暇生活に良い環境を作るということにある。資金調達は多く住居公団及び住宅公庫を利用し、現在、完成したもの約百件、延一万二千坪に及び、五か年計画後の問屋街は恐らく面目を一新することであろう。

○店員会館
前記の問屋連盟では、昨秋連盟会館を完成し、その三、四階は店員会館に開放し、図書室・集会所に当てられている。また、横山町奉仕会でもこの種の計画が進められている。さらに前記の東京実業健康保険組合でも高層ビルを建築中で、今春四月完成の晩は上層部にこのような施設を考慮している。

○その他計画中のもの
1、商工青年文化教室の増設
目下京橋地区の一会場に過ぎないので日本橋地区にその増設を都教育庁に要望している。

2、区立商業学校の開設
この種の夜間を利用する商工学校は店員の向学心に応えるためにも、また情操教育上からも今後絶対必要である。また、すでに新宿区で実施して好評を博している商業学校の新設方を当方でも要望している。

3、映画観賞
現在のところ（1）セントラル劇場・中央劇場と特約し、割引入場券を発売（2）都福祉協会の「映画愛好の集い」を利用し、その特約館に割引入場券を発売している。現在はこの二つにすぎないが、将来は店員身分証明書が発行されることであろう。

行し、その提示者には映画・演劇等学割程度で観覧できるよう期待している。

以上福祉施設の概要を述べたが、その実行に当たっては、労働省においては東京労働基準局・婦人少年室・所轄監督署、東京都においては労働局・教育庁・所轄労働事務所及び中央区等の御指導と御援助をいただいている。ところで、私どもの問屋街では、近年、年少労働者が漸減する傾向がみられるのである。昭和三十一年度で全従業員七、〇九五％であった年少者が、三十四年度には五、四〇八％となっている。これは年少労働者の労働市場をせざる結果になっているが、その理由は、労基法を遵守すればするほど、女子や年少者は使用しにくくなるからである。このままではゆくゆく、古い諺にいう「女子と小人は黄いがたし」そのものになるのではないかと心配である。しかし、時代の推移に対応して中小企業を伸張させるには、年少労働者を忌避せず、むしろ積極的に新時代の人間関係を打ち出し、奨学制度なども大いに取り入れて、労働管理の完全を期する必要がある。



成功した青年学級と野球大会

自由ヶ丘商店街連合会

最初に連合会の機構を簡単に紹介いたします。当連合会は十二の各商店街より成立しており、会員は約六百五十名で、自由ヶ丘の殆どどの商店街が加入しております。今年、設立以来十年目を迎え、連合的な仕事を打ち出すと同時に会員の意思の疎通と向上を計っております。以上が大体の機構ですが、次に受賞の対象となった青年学級及び野球大会について述べましょう。

まず青年学級ですが、数年前より自由ヶ丘には一部、青年部が開設されており、自主的に活動するほか、時々、目黒区の社会教育課に指導を仰いでおりました。それが母体となり、青年たちからの希望と、区の方からの奨めもあって、三十三年の十一月に青年学級を開講し、運営委員として区の社会教育課、小学校長、連合会の各役員等が決められました。区の方も、時間的に制約が多い商店街の青年学級という初めてのケースを、何とか成功させようと、熱心な援助を見せしてくれました。しかし、商店街の場合は何となくも雇用主の理解がなくては成り立たないため、連合会ではつとめて店員に呼びかけ、一人でも多く出席させて貰うよう理解を求めました。

幸い店主たちの理解もあり、出席者も多く、特に生花コース等は会場が手狭なぐらいの集まりを見せています。また、集団雇用等の新入年少店員にとつて、商業実技コースでの包裏紙の使い方の実習や、また、デレコレーターのスライドを用いての、電話のかけ方や接客態度等の講義は、最も身近なものだけに真剣さがみられ、店主側にとつても、よく体系立てて教えるというのだけに好評でした。課目は社会・商店経営・商業実技・生花・商業英語等に分類され、月に二回、午後八時から十時が一応の時間となっています。常識の涵養とかグループによる啓蒙という当初の目的に達したと見てよく、昨年の四月からは文部省からもモデル学級に指定される等、順調に歩みづけています。

次に野球大会ですが、とくく青年学級を敬遠しがちの連中も、この野球となると大張切りで、朝の六時から

今後ますます重要さを加えるものと

思われるので、私どもの経験を御ひらうして、全国の当事者各位の御教

示を願う次第である。

次は野球大会ですが、とくく青年学級を敬遠しがちの連中も、この野球となると大張切りで、朝の六時から

かれば全部国費でやる。その点はイギリスと同じなんです。イギリスの医療保障は何でも治療を受けられるように考えられておりますが、個人自費が入り込んでいて、自由に選択できるのです。日本の健康保険のような窮屈な形ではない。そういうようなことはソ連でもあると聞いております。社会主義や共産主義の国では、社会保障というより、個人の生活は全部国が責任をもつわけです。ですから保険料をとるという問題も出てこないはずなんです。

西 家庭管理の問題について、私は審議会で、二つの問題を出したわけです。これは資本主義的な国で行なうことですが、私も、実は、私、中国で見てもいいか、どういふ方が最も正しいか。私、感心したのは、やっぱり労働者の主婦というものは、まず第一に家庭管理を本当に優等生的にしなければならぬ。家計簿をつけることから食事の作り方、育児の仕方まで主婦としての役割りを非常に教えているわけです。そうすることが家庭の民主化につながり、結局社会の一員として十分認められる人間になると教えているわけです。

もう一つは、さきほどの、これは一つ

の方向で必ずしも具体的政策でないのですが、ホームヘルパーの問題。あちらではホームヘルパーといわずに、子供の面倒をみてる保母さんといっておられます。これがどんな家庭にも派遣されるわけなんです。例えば、子供が非常に夜泣きする。例え、子供が十分休むことが出来ないうちにお母さんが十分休むことが出来ないという悩みがあったときには、その地域のそういう機関に持ちこみますと、さうく、国家が無料でそういう保母を派遣してくれて、その人が夜中じゅう面倒を見て寝かしつけてくれるという制度です。保母さんといつても大抵家政婦兼保母で、もちろん国費で派遣されております。ですから社会福祉という点では、進んだ社会主義国家も、進んだ資本主義国家もやっていることはあまり違わないと思います。ただ、経済の仕組み、政治の仕組みが違っただけで、結局、理想的な福祉のあり方というものは、そう違わないということを教えられました。

仁木先生のお話で、貯蓄を奨励して家計簿をつけること、家庭管理まで会社は指導すること、私達は非常に少ない賃金の枠のなかでできることを家庭内で十分やっておりますから、それ以上は出来ないわけです。賃金が低いということも、病気になることも、失業すること、私達の責任ではないのです。今の段階では、会社側がとっているベアアップしないで、一定の枠の中で何かしろということ、会社側が家庭管理を

指導するということと、同じじゃないですか。私たちがとしては、この全体の枠を破って、どういふふうにして社会全体が、お互に同じ水準で生活できるようになるかというところが問題なんです。

それから、この報告書に出されている労働者家族の問題をもっと世論化して、政府に適切な対策を建てさせることが一番必要ではないかと思うわけです。

仁木 私が申しましたのは、めぐまれた企業はよい、しかし弱い子供が五人おつて、長男は丈夫だが、真中が非常に弱い、その場合、弱い者は弱いように、丈夫な者と一緒に止す親の保護があると思ふ。そういう弱者をどうするかという問題を労働者なり厚生省なり政府自身が考えなければならぬ。国鉄自身も考えなければならぬ。それをさきから私は申し込んでいるわけです(笑)。

合目らが研究した方がよいと思ふ。丸沢 私どもが問題の所在を明確にしたといふことは御了解いただけたことと思いますが、この家庭へのサービスの申で、家計簿のつけ方などを、政府なり経営者なりが、給料の枠の中でおしつけるようなことがあつてはならないということ。先ほど西田会長もくぐれられも言われましたが、私どももこれを一番警戒したのでございます。生活の実態を一番把握しておられるのは家族自身なんです。国鉄について二つだけ例をあげますと、エンゲル係数が五七・九%で、それが家族数が増えるに従って増えています。また食事の内容についても調査しましたが、時間がありませんので省きますが、国鉄として家庭経済合理化の運動をずっとやっております。もう限度にきていますから、一体これをどうするか、食べものを節約して病気になるのは困るというような声が一般家族の中から出てくるわけです。そのところを土から指導するといふことは非常に問題なので、これは家族全体が自主的にやってみようか、一番いいのではないかと、政府や経営者のそういう一面の指導は、厳に警戒しているといふことを、私も総会でも非常に問題にしたところでございます。

西 研究しなければ、どういう型が一

番いいかということはわかりません。あの銀行で少し前からホームヘルパーの制度をやっていますが、これは審議会とは関係なく個人の考えでやりになっている。その銀行では、縁故者関係が多いのですが、共済会がそれをやっていて、そこへ申しこめば病気の時なんか安い料金で派遣してくれる。費用はたぶん、会社・組合ともに負担していると思います。現在そこに十二、三人のホームヘルパーがいます。こんど労働省でもこの制度を試験的にやってみることにしまして、石川島造船で取りあえず数人のホームヘルパーをおくことになりました。ホームヘルパーは教養の面から技術の面から相当高いものが必要です。何しろ人の家庭に入っていくことです。……しかし、そういう人を急に養成ができませんので、家事サービス公共補導所の卒業生を採用することになっています。

質問者E 大会社ならばそういうことができるでしょうが、零細企業に勤めている者には、どうするのでしょうか。

西 公共企業体とか地方自治体とか、中小企業の経営者の組合などでお考え下さるなり、労働者と経営者が協同でそういうための団体をお作りになつてもよいし、その土地々々の特徴に応じておやりになったらよいかと思ひます。それも非常に研究を要することですから、労働省の方でも、適正なやりかたについて、もっと研究する必要があると思ひます。

いものような印象をあたられますが、女中さんといえはわかりがよいので、外国ではずっと前から、例えば、お掃除をする女中さんは一時間いくらかという形で雇われるわけです。その人はお掃除だけですから台所の手伝いはしてくれません。そういう形の、いわばパートタイムの新しい職業を日本で作って、簡単にたのめるようにすることだと思ひます。そうでないと、問題の解決はできないと思ひます。こういう問題を徹底的に考えるなら、保健婦さんと同じようなものを国が作られて、無料で提供されるのが一番いいわけです。日本の実情から無料で提供するということはむずかしいとすると、そういう場合の賃金や労務供給の関係等がある複雑になってくると思ひます。従来のような行儀見習的な女中さんは今後自然になくなるから、この代りをホームヘルパーがするわけで、そういう観点から婦人少年局はもう少し具体的な案を出し願ひたい。

山田 まだまだ御発言いただきたいことがたくさんあると思ひますが、予定の時間を超過しておりますので、討議を打ち切りたいと思ひます。最後に高橋課長から閉会の挨拶をお願いいたします。

仕事を進めてまいりたいと思ひますが、二、三感じましたことを申し述べて御挨拶に代えたいと思ひます。

大変力強い意見としまして、家族福祉の問題を体系的に推進していくための組織を各地で作るべきだといふ御意見が、講師の先生からも皆さんからもあつたようにございます。これをどのように具体化していくかにつきまして、慎重に検討してまいりたいと思ひます。

それから、御意見の中で、労働者家族の問題を今後とりあげていくには、家族自身がどういふ問題を一番問題にしているか、何を求めているかをよくキャッチすべきだといふ御意見がありました。この点につきまして、私も、この福祉運動期間中に各婦人少年室を通じて、労働者の主婦の方々の懇談会を各府県で開催しまして、主婦の方々から、なまの御意見をいただくという努力をいたしております。それから、具体的な問題として、民間の人を委嘱して、もつと家族福祉を推進するようという御意見がございました。これにつきまして、現在婦人少年局に協力員制度というものがございまして、民間の有志の方々の御協力を願つて、婦人少年室の手不足を助けていただいているのでございます。この方々に今後は家族問題について一層御協力を願うということが一つの可能性です。特に現在、各県の協力員の中から一人を労働者家族の専任協力員として、家族の御相談に応じております。

(訂正) 前掲の三項目、最後の項目が「労資」は「西」の誤記の誤りに「三」訂正いたします。



国連「児童権利宣言」制定 の経過とその全文

昨年十一月二十日国連第十四回総会において採択された児童権利宣言は、我が国において昭和二十六年五月五日に制定された児童憲章と共に、児童の権利と自由を宣言し、その権利と遵守への努力を両親のみならず、すべての人々、民間団体、地方行政機関及び政府に要請したものであるが、国連においてこのような形をとってあらわされるに至るまでの歴史はかなり古い。

大正十三年、当時の国際連盟によって採択されたジュネーブ宣言とよばれる児童権利宣言は、内容的にこの前身ともいふべきものであり、また、本宣言の原案作成に着手したのは、世界人権宣言の採択された翌年昭和二十四年のことである。すなわち、同年第四回社会委員会が事務総長に対し、児童の権利に関する宣言案の前文と原則を作成することを要請したことにより、翌二十五年五月第六回の社会委員会にその原案が提出され、オーストリア、ブラジル、フランス、イラク、ユーゴスラヴィアの五か国からなる

この討論審議が行なわれることになったものである。なお、審議の経過、各国の意見等については、当時の政府代表である藤田たき氏の書かれたもの（本誌二ページ）を参照していただくこととして、次にその全文をかける。

「児童権利宣言」全文

前文

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権と人間の尊厳及び価値とに関する信念をあらためて確認し、かつ、一層大きな自由のなかで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

国際連合は、世界人権宣言において、すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、同宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有する権利を有すると宣言したので、

児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法律上の保護を含めて特別にこれを守りかつ世話することが必要であるので、

このような特別の保護が必要であることは、千九百二十四年のジュネーブ児童権利宣言に述べられており、また、世界

人権宣言並びに児童の福祉に關係のある専門機関及び国際機関の規約により認められているので、

人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負うものであるので、

よって、ここに、国際連合総会は、児童が、幸福な生活を送り、かつ、自己と社会の福利のためにこの宣言に掲げる権利と自由を享有することができるようになるため、この児童権利宣言を公布し、また、両親、個人としての男女、民間団体、地方行政機関及び政府に対し、これらの権利を認識し、次の原則に従って漸進的に執られる立法その他の措置によって、これらの権利を守るように努力することを要請する。

第一条

児童は、この宣言に掲げるすべての権利を有する。すべての児童は、いかなる例外もなく、自己又はその家族のいすれについても、その人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位のため差別を受けることなく、これらの権利を与えられなければならない。

第二条

児童は、特別の保護を受け、また、健全かつ正常な方法及び自由と尊厳との状

第九条

児童は、あらゆる放任、虐待及び搾取から保護されなければならない。児童はいかなる形態においても売買の対象にされなければならない。

児童は、適当な最低年齢に達する前に雇用されてはならない。児童は、いかなる場合にも、その健康及び教育に有害であり、又はその身体的、精神的若しくは道徳的発達を妨げる職業又は雇用、に従事せられ、又は従事することを許されなければならない。

第十条

児童は、人種、宗教、その他の形態による差別を助長するおそれのある慣行から保護されなければならない。児童は、理解、寛容、諸国民間の友愛、平和及び四海同胞の精神の下に、また、その力と才能が、人類のために捧げられるべきであるという十分な意識のなかで、育てられなければならない。

態の下で身体的、知能的、道徳的、精神的及び社会的に成長することができ、ための機会及び便益を、法律その他の手段によって与えられなければならない。この目的のために法律を制定するに当たっては、児童の最善の利益について、最善の考慮が払われなければならない。

第三条

児童は、その出生の時から姓名及び国籍をもつ権利を有する。

第四条

児童は、社会保障の恩恵を受ける権利を有する。児童は、健康に發育しかつ成長する権利を有する。この目的のため、児童とその母には、出産前後の適当な世話を含む特別の世話及び保護を与えられなければならない。児童は、適当な栄養、住居、レクリエーション及び医療を与えられる権利を有する。

第五条

身体的、精神的又は社会的に障害のある児童は、その特殊な事情により必要とされる特別の治療、教育及び保護を与えられなければならない。

第六条

児童は、その人格の完全なかつ調和した發展のため、愛情と理解とを必要とする。児童は、できるかぎり、その両親の愛護と責任の下で、また、いかなる場合においても、愛情と道徳的及び物質的保障との環境の下で育てられなければならない。幼児は、例外的な場合を除き、そ

の母から引き離されてはならない。社会及び公の機関は、家庭のない児童及び適当な生活維持の方法のない児童に対して特別の養護を与える義務を有する。子供の多い家庭に属する児童については、その援助のため、国その他の機関による費用の負担が望ましい。

第七条

児童は、教育を受ける権利を有する。その教育は、少なくとも初等の段階においては、無償でかつ義務的であるべきではない。児童は、その一般的な教養を高め、機会均等の原則に基づいてその能力、判断力ならびに道徳的及び社会的責任感を発達させ、社会の有用な一員となつるような教育を与えられなければならない。

児童の教育及び指導について責任を有する者は、児童の最善の利益をその指導の原則としなければならない。その責任は、まず第一に児童の両親にある。

児童は、遊戯及びレクリエーションのための十分な機会を与えられる権利を有する。その遊戯及びレクリエーションは教育と同じような目的に向けられなければならない。社会及び公の機関は、この権利の享有を促進するために努力しなければならない。

第八条

児童は、あらゆる状況にあつて、最初に保護及び救済を受けるべき者のなか

第13回

働く年少者の保護 運動をかえりみて

去る十一月二日より十日間、関係各機関、団体並びに一般社会の協力を得て全国的に実施した「働く年少者の保護運動」については、すでに前号に、本運動の中心行事の一つである「働く年少者の生活文」労働大臣賞授賞式の模様については掲載しているので、ここでは省略する。このほか、各道府県において実施された同生活文地方賞授賞式とそれに併行した各地方大会、その他のつどい等についても、大臣賞授賞式の行事に準ずるものであるから省略する（全国で一〇九件、延参加者二万二千名）。

なお、その他の行事について二、三注目する人もなくなり、能率があがるように

婦人に関する国際ニュース

（国連婦人の地位委員会事務局）
行「婦人の地位に関するニュース」
（一九五九年九月）より

（a）婦人の参政権に関する条約

婦人の参政権に関する条約の署名国は四十一、批准国は三十二である。また、韓国が最近加入国となった。

（b）結婚婦人の国籍に関する条約

一九五九年九月一日現在、この条約に署名した国は二十五、批准又は加入した国は十七である。本年二月以来の批准国はデンマーク、ユーゴスラビア、加入国はマラヤ連邦、ポランドである。

（c）男女同一労働同一賃金に関する条約

一九五九年九月一日現在、男女同一労働同一賃金に関するILO条約第一〇〇号の批准国は三十である。

（d）差別待遇（雇用と職業）に関する条約（一九五八年成立）

一九五八年六月二十五日に成立した雇用と職業における差別待遇に関するILO条約第一一一号は、成立の日直ちに批准のため開放された。この条約は一九六〇年七月十五日に発効する予定である。一九五九年一月十二日最初にイスラエルがその批准書を寄託し、その後イラクとリベリアが批准した。

婦人の地位に関する各国国内法

（1）オーストラリア
一九五九年一月、ニューサウスウェルズ州で効力を発した労働仲裁（婦人賃金

率）改正法には、一定の状況における同一賃金の規定を設けている。

（2）ドイツ連邦共和国

憲法問題で最高権限を持つドイツ連邦共和国憲法裁判所では、一九五九年七月二十九日に申し渡した判決文中、家族問題について、両親の意見の一致が見られない場合、最終決定権を父親に与える民法第六二八節と第六二九節が違憲であるとされている。同裁判所では、子供の教育と法定代理人に関する最終決定権を父親と平等に母親も持っているという判決を父親と平等に母親も持っているという判決を下した。同判決は男女同権を保障するドイツ連邦共和国基本法第三二条第二節の条文に従って行なわれたものである。

（3）フランス

一九五九年二月一日に公布された一九五九年二月四日付法令五九一二七四はアルジェリア、オアシスおよびサハラ地方における地方民法の適用を受ける人々の間に契約された婚姻について規定している。主な条文には次のことが規定されている。すなわち、婚姻にはその当事者の同意がなければならないこと、その同意は二人の成年保証人立会の上、回教裁判官又は民事当局の前で本人が公けに言葉で表明しない限り無効である。配偶者となるものは民事当局者に、回教徒を要求することが出来る。未成年者の場合は

その同意は後見人によって行なわれなければならない。民事当局はその記録書の中に同意の明細を記入し、「家族手帳」を送らなければならない。回教裁判官もまた同様の記録を送り、関係当事者に証明書を送らなければならない。回教裁判官は三日以内に民事当局に同意記録を送らなければならない。民事当局は家族手帳を発行する。結婚式は回教裁判官の証明書と家族手帳がなくては行なえない。婚姻は、重大な事由があつて最高裁判所長官の特別許可がある場合を除き男子十八歳女子十五歳未満では行なうてはならない。婚姻の解消は裁判所の判決によって行なうことが出来るだけで、離婚した配偶者に対する扶養料や子供の養育費も同裁判所できめられる。両当事者とも、裁判官の許可がない限り離婚裁判手続き中に裁判所に出願しなければならない。

（4）イスラエル

職業安定業務を政府の管理のもとにおくことになった一九五九年の職業安定法は、労働者を送るに際して、職業安定機関は年齢・性別・種族・宗教・国籍・出生国・信条または政党によって差別してはならず、使用者はこれらの理由のために雇用を拒否することがあってはならないとしている。これは現在行なわれている慣行を法律として再確認したものである。

（5）サンマリノ

一九五八年十二月二十三日の新選挙法は、サンマリノの成年市民は、帰化したものを含みすべてが選挙権をもつことを定めている。しかし、婦人は被選挙権をもたない。選挙法五九条により婦人の選挙権は一九五九年四月三〇日まで法律によって認められることになっている。一九五九年四月二十九日に国会を通過した法律には、婦人に対する各種選挙権の拡大とそれが一九六〇年一月一日に実施されるべきと定められている。

（6）スイス
a、上院も下院ともに国家行政機関たる連邦議会の次の如き提案を異議なく認めた。すなわち、州内の問題について婦人の投票権を認める旨のヴォード州憲法の修正は連邦憲法に違反しないということである。このためヴォード州の婦人が連邦議会、即ち上院に出す二人の州代表を選出選挙に投票できるようにしたものである。次期選挙は一九五九年十月に行なわれる予定である。

（7）アメリカ合衆国

ワイオミング州では一九五九年三月に同一賃金法が発効した。また一九五九年四月十六日にはオハイオ州知事も同一賃金法に署名し、これが効力を発した。オハイオ州は同一賃金法を定めた州として一九五九年四月に署名した。

労組婦人のページ

総評と全労の婦人対策部の最近の運動方針について

最近、多くの労働組合で、婦人部や婦人対策部等の必要性が再認識され、組織の改変、活動方針の再検討等が行なわれていますが、今回は、総評と全労の最近の婦人対策方針について紹介することにします。

日本労働組合総評議会（総評）

傘下組合数 五七組合
組合員数 約三六〇万人
（内女子は約七〇万人）

一九五九年の運動方針の中で「婦人部の組織強化と活動の方向」として、次の決定が行なわれている。

- 1、各単産・地評に婦人（対策）部を設け、組織の確立をはかると共に、少くとも大単産では、婦人の専従をおくように努める。
- 2、各単産の問題が総評全体の問題になるよう組織の点検と問題の集約を行なう。
- 3、婦人活動家の育成に力をそぐ。
- 4、各単産の経験を交流して主婦会の結成に努力する。
- 5、この一年間の組織活動の重点を総評主婦会の結成におく。
- 6、中立・全労・未組織の婦人との交流提携に努め、共闘を強化する。
- 7、人権を守る婦人協議会・婦人月間実施

行委員会・母親大会連絡会・若者対策国民協議会等のカンパニーには、積極的に参加し、婦人運動の統一と前進をはかる。

8、社会教育法の改悪によって婦人団体活動の自主性を侵さないよう地域の婦人団体にも加入し、平和運動・社会保険・保育所づくり・減税・物価値上げ反対などの問題で共同行動をとる（一九五九年八月第一二回定期大会）。

この方針の重点は一九五八年度の運動方針をほとんど引きついでいるが、4、5の二項、すなわち「組織活動の重点を総評主婦会の結成におく」は、今年新しく強調されている問題である。

この後、十一月に総評第二回全国青年婦人代表者会議が開催され、「一九五九年度婦人活動方針」がきめられた。活動の目標、活動のすすめ方としては、

- 1、合理化攻勢をはねかえし、生活と権利を守る。
- 2、学習と実践を結びつけ、組織の強化をはかる。
- （1）婦人（対策）部の確立と強化。（2）主婦の会及び家族組合の結成。
- 3、安保条約改定反対、廃棄し平和を守る闘い。

（1）安保条約改定阻止、廃棄の闘い。（2）日中国交回復を実現する闘い。（3）民主教育を守る闘い。（4）平和を守る闘い（全国青婦代表者会議記録より）

等を含めていく。この中で最も重点がおかれているのは、合理化攻勢とどう闘うかということだ。婦人労働者のおかれている現状、特に技術革新を伴った産業合理化が事務部門をも含めたあらゆる職場にすすめられている現状をとらえ、各単産の経験交流等から具体的な方針をたてている。また、主婦会結成についてもすでに結成されている労務・合理化・全婦・国鉄・日通・自治労等を中心に、専任のホルクを十一名おき、主婦の会対策委員会を設置する等の方針が決定している。

全日本労働組合総連合会（全労）
傘下組合数 一一組合
組合員数 七八万人
（内女子は約一八万人）

全労では昨年末の大会で一九六〇年度の運動方針を決定し、青年婦人対策を次のように打ち出している。

- 1、従来の青婦協議会を青婦対策委員会に改編し、専門部活動の一環として、常任執行委員中より担当者を選定して、これが対策に当たる。
- 2、中央地方との連絡を密にし、全国的な青婦活動を推進するよう指導する。
- 3、青年婦人を中心とした全国、並びにブロック別の会議を開催する。
- 4、特に最近の企業合理化により、婦人

組合員の既得権が侵害されようとしているので、これが擁護対策、さらに進んでその拡充のため、根本的対策をたて推進をはかる。

（一九五九年一月全労第六回定期全国大会資料より）
この中で前年と大きくかわったのは、婦人対策組織である。すなわち従来は教宣部が担当していたが、今年からは、青婦対策委員会を専門部と同格に扱い、専任の執行委員を決め、本部と直結させている。具体的な活動目標のうちでは「企業合理化による婦人組合員の既得権侵害対策」等があげられているのは総評と同様である。

また、大会翌日は、最後の青婦協議会が開かれ、以後、全労本部と直結して青婦対策委員会としてどう活動するかの討議が行われ、

- 1、婦人労働者の権利擁護をはかる。
- 2、全労本部に青婦担当書記を常駐させる。
- 3、活動方針の消化をはかるため、中央本部役員のみを対策委員会のメンバーにするのではなく、地方にも対策委員会を設置し、中央対策委員会に地方対策委員会の代表を入れる。
- 4、極左・保守と対決できる理論武装をするため学習活動を行ない、活動家の養成を行なう。
- 5、情報連絡を緊密化する。
- 6、従来サークル活動や各種行事は総評

婦人界のうごき

(昭和三十四年十月十五日)
(昭和三十五年一月十日)

に牛耳られてきたが今後これらを活発化し青島活動に幅をもたせる。

等集約した。第三回総会と比較して特に新しい方針はみられず、組織強化に当面の重点がおかれている。

十月

十五日 日本看護協会では三十四年度総会において、会員多数から政治連盟の結成が要望されたのに基づき、特別準備委員会を設けその検討、準備に当たっていた。今回協会の理事会において連盟規約の最終的決定をみたので、理事会の推せんにより初代会長に林福前協会長が就任、十月十五日「日本看護連盟」として発足した。会員は日本看護協会を以て組織され、目的は日本看護協会の目的を達成し、その必要な政治活動を行なうことにあり、事業として国会その他に職能代表の進出を助成することをあげている。

二十七日、二十八日 第三回全国母子衛生大会が開かれ(主催厚生省、東京都他、東京、医師・保健婦・助産婦・市町村関係職員・愛育団体等)の参加者が、幼児ならびに母性の保健について研究発表、討論を行ない、また、優良市区町村、愛育団体等が表彰された。引続き母性保護・婦人衛生を強化向上させるため、医師・助産婦・保健婦・行政担当者・関係団体・研究施設

十一月

二日 文部省では社会教育法の施行十周年を記念して、二六二名の社会教育功労者を表彰した(都道府県推せん二二名、中央推せん四十名)うち婦人は四十五名で、山崎全地婦連会長を始め地婦連関係者が多数である。

八日 日本キリスト教新教宣教百年記念婦人大会が(主催日本基督教協議会、於東京)各国外人客を交え、婦人信者、関係婦人団体等約二千人参加のもとに開かれた。

十日 母子福祉年金実施を記念する全国母子福祉研究集会が開かれ(主催全国未亡人団体協議会他、於東京)未亡人団体、民生委員、母子相談員など母子福祉関係者千二百名が、①母子福祉行政②母子福祉資金貸付等に関する法律③未亡人団体の運営等のテーマで討

議を行なうとともに、①生別母子世帯対策②母子家庭の母の就労対策等の実現について、今後の努力を申し合わせた。

十一日 主婦連では地方議会議員の退職年金制に反対することをきめ、代表が「年金制実施の前提になる地方自治法の一部改正審議をやめ、公職議員、議員の報酬や老後保証の合理的な基準を決める国民審議会を急いでつくってほしい」旨の要望書を自治庁長官に提出し、国会、各政党にも陳情した。

また、地婦連・婦人有権者同盟など五婦人団体の代表も、十二月十八日都道府県議長会会長の内田東京都議会議長を訪れ、地方議員の退職年金制度の立法化反対の陳情書を提出した。

十一日 十三日 国民年金法施行を記念して全国社会福祉大会が開催された(主催全国社会福祉協議会、厚生省等、於東京)各都道府県の民生・児童委員、社会福祉行政関係職員、学識経験者、社会福祉施設関係者等三千人が、①児童の健全育成②婦人の福祉③老人福祉④低所得階層対策などの九部会に分かれて研究討議を行なった。

十二日 家内労働者保護のための家内労働法立法に伴ない家内労働問題に関する調査、施策、問題点を検討する臨時

家内労働調査会の委員に二十氏が労働省から委嘱された。うち婦人は江上フジ(NHK婦人少年部長)西丸弘子(主婦)田辺繁子(専修大教授)山崎じけり(全国未亡人団体協議会事務局長)の四氏である。

十三日 東京都議十名がモスクワ市議会に招かれた答礼として、東京都議会が招待した婦人二名(医師及び発電所技師)を含むモスクワ市議九名が来日した。

十八日 社会党では婦人団体や文化人を招き、婦人に関する今後の方針、対策等について懇談した。

十八日 二十日 文部省の主催による昭和三十四年度全国婦人研究集会が、各都道府県婦人団体関係者、教育委員会婦人教育担当者約二百名の参加により行なわれ、婦人団体の現状と課題が話し合われた(於東京)。

二十日 くらしの会(会長藤原道子氏)全国総会が開かれ、今年度の活動報告や、①組織の強化、活動の活発化②平和運動の積極化③財政の確立などの来年度の活動目標が審議決定された。

大会宣言のちデモ行進を行なった。

また、自民党では、十一月十八日党本部に婦人団体を招き安保条約改定について説明懇談会を行なった。日本母親大会実行委員会でも十二月二日、安保改定阻止母親集会を開き、代表の反対決意表明の後、第五回母親大会の名で母親アピールを行なった。(於東京)。

二十二日 今年度の子どもを守る文化会議が「日本の子どもに明るい生活と未来」のスローガンを掲げ、日本子どもを守る会、日本看護協会、日本母親大会連絡会、農協婦人組織協議会など九十余団体が参加した。

二十四日 東京都地域婦人団体では、東京都児童福祉協会のたすけて赤字に悩む東京児童館を再建することを決定し、三十五年三月を目標に改築費七百万円をかけて新企画の児童館をつくり上げることにした。

二十四日 自由民主党では党本部に全国の婦人議員を集め、安保条約等の議題で第二回自由民主党婦人議員会議を開いた。

二十五日 全地婦連では就職は社会人の射幸心をあおり、犯罪や生活苦を引き起し家庭の平和を乱す④終戦直後と異なつて地方自治体の財政源としての意味はすでに失われているなどの理由で、二十五、二十七日の両日にわたり総理大臣、通産大臣、自治庁長官にそ

の即時廃止を陳情した。

二十六日 婦人民主クラブでは、最高裁判所判事十五名に対し「憲法九条の正しい見解を示して安保条約の違憲性を明らかにし、検事上告を棄却してほしい」旨の中央委員会名による要望書をおくった。

二十八日 市川房枝氏の主唱により公明選挙の普及推進を目標とした理想選挙普及会が発足した。代表幹事は市川房枝氏で、六百名の会員中大多数は婦人である。なお同会では三十日発会式の際に決議された①選挙違反の徹底的追求②選挙違反裁判の迅速化の陳情書を法務省、最高裁等に、③多数の選挙被疑者を出したことに伴う自発的な議員辞任の勧告を鮎川金次郎議員に、④政党への選挙資金寄附の廃止要望書を経済再建懇談会にそれぞれ提出した。

(十二月)
三十四日 全国農協婦人大会が「みんなの力でくらしをよくするには」のテーマで開かれ、会員三百名が個人と協同活動の問題について話し合った。

五十六日 日本婦人団体連合会副会長の小笠原貞子氏は、十二月五、六日にデนมάρクのコペンハーゲンで開かれた国際婦人デー五十周年準備会と、十二月十日から三日間スウェーデンのゲーテブルグで開かれた「軍縮のための世界婦人集会」に出席した。

十六日 全通労組と政府与党の対立から

映画紹介

労働省推せん・文化映画
「ここに道あり」

年少労働者を社会のために役立つよう育てあげることが大切である。精神的にも肉体的にも変りやすい時期である年少者を、どのように指導することが必要かを、この映画は力強く迫りあ



る画面とタッチもあざやかに解説され感銘深い。特に経営者や年少労働者に見せたい作品である。
農家の二男坊に生まれた大石は中学校を卒業すると、田畑を分けて貰えるあてもなく、暗い自分の将来を考え、同じ境遇に悩む親友岡と別れて、単身上京する。大石は自動車修理工場に働くようになるが、そこでもまた社会の厳しい荒波と闘わねばならなかった。
田舎出の少年大石には何もかもが劣等感となって生きて行く自信すら見失いそうになるが、故郷の親友からの手紙で、彼の竹工品の製作も農協で協力してくれていたのが発展していることを知り、大石も働く自信がわいてくる。大石は不良がかった先輩川口に誘惑されそうになったが、親身になって面倒をみてくれる今井班長の温い心にふれて、誘惑からのがれ、働きながら勉強して、立派な技術者になろうと決心する。やがて川口も班長のおかげで更生し、ともに自動車修理の仕事に取り組む。

製作 富士映画株式会社
一六ミリ 三巻
配給 合資会社東商會

(1) 書名	著者	発行所	巻号	発行年	(2) 書名	著者	発行所	巻号	発行年
Ⅷ 社会と婦人					配偶選択学	竹山 道雄	婦人公論(7月号)		
1. 結婚について					婚姻の範疇論	今泉孝太郎	法学研究(23-6)		
a. 法律に関するもの					部落と婚姻	熊谷 開作	部落問題(13)		
夫婦の一方が他方の不正行為を摘発する行為と重大な侮辱	田 正也	法學新報(62-3)	55		幸福を問う	井上恵美共	(*)		
離婚による扶養料取得の条件	内山慶之進	法學新報(62-5)			未完成の手紙	荒不 次郎	(*)		
旧民法成立過程における離婚後の養料給付規定	田中 実	法學研究(28-7)			くれた結婚(2)	伊藤 茂光	(*)		
離婚判決(民法訴訟6)	中川善之助	法律時報(27-7)			*新婚読本	穂積 重遠	中央公論社		
中国革命と離婚法	大塚 勝美	(*)			*婚礼式と新婚の心得	南 良平	文芸館		
離婚法制定の社会的背景を中心として					*新時代の婚姻と離婚	大浜 英子	時事通信社		
b. 結婚に関するもの					中国婚姻の特殊形態に就いて	佐藤 貢	[三重大学]研究紀要(3)		
人間の結婚—結婚のモラル—	宮本百合子	婦人の世紀(4)	47		婚姻自由の原則に対する制限	安部 弘	文芸と思想(1)		
家族の形態的変遷—結婚の歴史—	五城 肇	(*)			中国古代の婚姻定令思想	松本 雅明	民族研究(16-2)	51	
新しい結婚	加藤伸枝・他(座談会)	(*)			婚姻届を通してみた婚姻の実態	山本 正樹	[岡山大学]法政学会誌(1)		
結婚資金をめぐる結婚に関する文献	神崎 清	(*)			—岡山県津山市に於ける—				
結婚教室	岡崎 文規	()			内縁の実態	飯尾 敏郎	法學論叢(57-3)		
すばらしい結婚	大塚 健一	日本服飾文化協会	48		—京都府を中心とする調査報告—				
国際結婚をのぞく	羽仁 誠子	私の大学(11)			婚姻による成年	広橋 次郎	神戸法學雑誌(1-2)		
*新しい結婚	滝沢 秋一	朝日新聞(3-9)			通婚関係よりみた山村共同体の封鎖性と平等性	山本 登	社会学評論(1-3)		
結婚の諸問題	阿部 時枝	通信教育振興会			ニューヨーク市における結婚式	谷口 知平	国民経済雑誌(83-6)		
恋愛と結婚	新見 吉治	日高書房(横浜)			夫の不貞と妻の立場	大久保忠利他(座談会)	婦人公論(7月号)		
結婚の解剖(9)	栗原 得二	精神科学(2-7)			貞操問題	大岡昇平・木々高太郎・福田恒存(座談)	婦人公論(560)		
結婚の歴史(14)	柳久 克久	(*)			結婚と家庭	ピオ十二世 声(881)			
*日本婚姻史論	有賀左衛門	日光書院			よき結婚への助言	石川欣一他(座談会)	婦人公論(10月号)		
戦後の恋愛と結婚を語る	三浦節子・大田洋子他	婦人(17)			新婚についての心得	田辺 繁子	国民(605)		
*結婚について	神近 市子	企画社			新時代の恋愛と結婚	坂西 忠保	ニューエイジ(4-2)	52	
*婚姻制度と相続制度	板木 健郎	學林社(京都)			婚姻への不信と過信	神西 清	(4-3)		
理想の結婚	神戶伊三郎	育英出版(大阪)	49		民主主義と異信者・結婚	佐藤 密雄	世界仏教(7-3)		
女性・社会事業・結婚	吉見静枝・他(座談会)	社会事業(32-12)			専主—現代の結婚(1)	林 房雄	新潮(49-2)		
婚姻史の問題	中川善之助	法律文化(4-3,4)	49		結婚への不幸		(49-3)		
古代印度の婚姻儀式	辻 直四郎	東洋文化研究(11)			結婚への不信		(49-4)		
結婚の門	相馬 黒光	婦人の世紀(9)			結婚よりの逃避		(49-5)		
婚姻及び離婚の統計調査	大森 二郎	世界の動き(4-10)			夫婦同権の説		(49-6)		
ソ連の婚姻制度	島田啓一郎	ニューエイジ(1-6)			結婚の終末		(49-7)		
時代の苦悩と新婚倫理	内田 智雄	同志社法学(1)			*婚礼式と結婚の心得	南 良平	文芸館		
中国農村に於ける結婚と世代の問題(上)					新しい世界—中国—	斎藤 秋男	新しい教室(7-5)		
アメリカの新婚紹介機関					結婚について	田中耕太郎	心(6-8)		
新婚方式の変移とその改良	江島 務	東山論叢(1)			結婚は契約であるか	平林たい子他(座談会)	婦人公論(7-10)		
結婚の新しい形態	宮城 音弥	婦人公論(10月号)			結婚はどういうことか	吉川英治他	(*)		
婚姻の社会的基礎について	高梨 公之	日本法学(16-1)	50		*満ちたりた結婚	L. J. テイザード 中央公論社(江上照彦訳)	婦人公論(10月号)	52	
—内縁原因と婚姻の意識—		(16-3)			通婚妻妾論	阿部真之助	改造(33-16)		
レオン・ブルムの「結婚論」	福永 英二	新女苑(14-4)			婚姻生活の歴史	家木 三郎	日本歴史(44)		
*結婚の設計	山崎よし子	住吉書房			婚姻の三つのカルテ	高根包子他	婦人公論(572)		
結婚の科学性と常識性	渡辺 豊	婦人公論(2月号)							
結婚とはなんであるか	堀 秀彦	(4月号)							
*結婚の真実									

働く婦人が知っておきたい法律問題

働く婦人が知っておきたい法律問題①

ボク山崩れで女主人が死んだ場合

婦人は一般に法律に詳しくないといわれている。しかし、私たちは毎日、知ると否にかかわらず、いろいろな法律関係の中で息吹を吐き、明け暮らしている。例えば、私たちは毎日、満員電車でゆられて職場に通う。このばあい、電車に乗るのに先行を告げて切符を買う。渋谷から丸ビルに通う人は東京駅まで二十円の金を出して電車に乗るのであるが、この行為はそれと国鉄との間で、法律上、鉄道営業法第十五条の「運送契約」の規定に則って行なわれるのであって、仮に十円しか持っていないならば、六キロ以内の浜松町で降りなければ、規則違反ということになる。しかし、これは日常茶飯事として、誰もあまり深く法律的に認識していないものである。

日々勤務を提供している働く婦人の周囲を見渡してもこのような身近な法律問題は山積しているのである。労働法をはじめ民法、訴訟法など知らなければならぬ多くの法律問題がある。本号からこうした身近な法律問題を徐々に、平明に解説してゆきたいと思う。

「黒い羽根」運動によって象徴された石炭産業の不況は、岩戸景気と騒がれる一般産業の好況との対比において昨年度の労働界における暗い話題を独占した感があり、中小炭鉱の悲況はもとより大企業

業においても事態を握っている。ところで前に述べたボク山崩れは深刻な事態で、死んだ人は、けがをした人は、年したことはすくなく、これに処して昨年暮の十二月十八日に「炭鉱職者臨時措置法」が生まれ、当面「石炭産業職者」に対して、緊急就労対策事業の実施、職業訓練の実施、再就職に関する援助を行なう機関である「炭鉱職者援護会」という特殊法人を設立させ、これによって職者の再就職及び生活の安定に役立たせようとしたのが本法制定の目的である。

こうした石炭山での暗い話に連なり、今年早々福岡県のあるボク山で女主人が死ぬという悲劇が起きた。今回はこの事故にまつわる法律上の問題をとりあげてみよう。

この災害を伝えたある日刊紙の記事をみると、「福岡県」七日午後二時半ごろ福岡県下郡の村に、炭鉱所ボク山洗場で、ボク山がくずれ、人夫十六人が生埋めとなつた。この事故で女主人が死亡し、重傷者六人、軽傷者四人が出た。というもので「女主人が死ぬ」という三段抜きの見出しがついている。

近ごろ安全問題がヒューマンイズムの観点から非常に大きくとりあげられて、政府としても「産業災害防止五年計画」を強力に推進することとしているので、最近は大事故も減ってきているようであるが、まだまだ火薬工場の爆発事故や雪崩れ災害のような大事故が時々各地で起

こについて、労働基準法第五章の安全衛生の規定は適用されないということになっているので、鉱山保安については、通産省の出先の鉱山保安監督部がその監督指導を行なう建前となっているのである。従って、今回の事故の直接の監督官庁というのは福岡通産局鉱山保安監督部ということになるわけである。

これに関連して鉱山での婦人労働問題としては、労働基準法第六十四条で女子の坑内労働が禁止されているということである。女子の坑内労働禁止についてはわが国では最近非常に徹底し、年々違反事件数も減少しており、これに関するILO条約(一切の種類の鉱山の地下作業における婦人使用に関する条約)第四十五条は、わが国においてもすでに批准されている。今回の事故では女主人が坑内労働をしていたのではなく、ボク山附属の水洗場での作業であるので、この面からみても女子年少者労働基準規則には何ら抵触しないが、いずれにしても尊厳を失ったことについては、労働法はもちろんだとしても大損害である。これを機会に経営者としてもその保安施設に再検討を加え、二度と同じ災害を繰り返さぬよう労働者に現場婦人も加えた保安委員会(労働安全衛生規則では第八條に保安委員会の規定がある)を開催して保安の諸対策を速かにたてるべきであり、こうした悲劇の繰り返しをいかに防ぐか防ぎたいものである。

女子の就業者数と完全失業者数 (1959年9月) 一人一か月平均現金給与総額 (1959年9月)

産業別	女子	男子	男女計		女子の前の年同月と比べ
			万人	%	
総数	1,785	2,582	40.9		万人 9
自営業者	276	806	25.5		+ 10
家族従業者	906	372	70.9		- 10
雇用者	601	1,400	30.1	100.0	- 11
農林業	20	30	40.0	3.3	- 1
漁業	* 3	21	12.5	0.5	+ 2
畜産業	* 6	49	10.9	1.0	± 0
建設業	25	139	15.3	4.2	± 0
製造業	207	456	31.2	34.4	- 22
卸売業	141	231	38.1	23.5	+ 14
小売業	27	189	12.5	4.5	± 0
金融業	159	177	47.2	26.5	- 3
保険業	13	107	10.9	2.2	± 0
運輸通信業					
電気ガス水道業					
完全失業者	5	6	45.5		± 0

〔註〕1) *印の数字は特に誤差率が大いから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたもの。の
万位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその
内訳の合計に必ずしも一致しない。一総務府統計局労働力調査

一労働省労働統計調査部
毎月労働統計調査一

婦人週間 第8回全国婦人会議出席者募集

第八回全国婦人会議
生活時間の自主的な設計のために

期日 四月 十三日(水) 十四日(木)
会場 東京 NHKホール

世の中のめまぐるしい移りかわりにともなう、考え方も生活の様式も、どんどん変わっています。婦人が自分を生きながら、しかも社会生活との適応をはかるためには、日々の生活をどのように営めばよいでしょうか。それを時間的な面から考えてみましょう。

どのような生活時間の設計をしたらよいでしょうか。生活時間のなかには、自分のものとして自由につかえる時間を、婦人は充分にもっているのでしょうか。そしてその自由時間を、自分をふかめ、まわりをゆたかにするために生かしてつかっているのでしょうか。

第十二回婦人週間にあたって、このような問題をみんなで話しあいましょう。

どなたでもふるって応募して下さい。

○会議のあらまし

- 一、会議のしくみ
・会議は四つの部会と総会とによって行なわれます。
・会期中の一日は東京都内及び近県数か所で移動会議並びに視察を行います。
- 二、会議の主題
・討論には主催者が委嘱した専門家が加わります。
・婦人が自主性をもって日々の生活を営むためには、生活時間をどのように編成したらよいかが、とくに自由時間の確保とその生かし方について討議します。

- 三、出席者について
・会議出席者は個人の資格で出席します。
・会議出席者の旅費と東京滞在費は主催者側が負担します。
・会議出席者は四月月上旬開催される婦人少年室主催の地方婦人会議に参加します。
・会議出席者は会期中所定の宿舎に滞在します。
- 四、その他
・会議は男女を問わず自由に傍聴できます。
・会議の模様は全国に放送されます。

会議出席者募集規定

- 一、募集人員 六〇名
- 二、応募資格 満二十歳以上の婦人はどなたでも応募できます。
応募方法 希望者は次のものをとお送り下さい。
・所感文 (四〇〇字程度原稿用紙三枚程度)
・次のテーマについての具体的な意見や経験を何人かの仲間の方々と話し合ったうえでまとめて下さい。
・婦人の自主性と生活時間について
・私の生活時間について
・私の自由時間について
・主婦の生活時間と家庭生活について
・自由時間と社会環境について
- 三、添付するもの (所感文の表紙につけて下さい)
・略歴 氏名 年齢 住所 学歴 職歴 内職の種類 配偶者の職業 子供の数 所属している団体又はグループ名 その中であなたが活動している等
・貼った人の名簿 氏名 年齢 性別 あなたのどの関係 (例) 同僚 近所の人 同じ団体の会員 夫など
- 四、あて先 各都道府県所在地 婦人少年室
- 五、締切 昭和三十五年二月二十九日(当日消印のもの有効)
- 六、選考方法 中央に選考委員会を設けて書類審査により各都道府県より一名以上を選考します。
- 七、発表 三月下旬 出席決定者各自に通知すると同時にラジオ、新聞でも発表します。
- 八、その他 所感文の版権は主催者に帰属します。

主催 労働省
日本放送協会

婦人少年局ニュース

○家事サービス公共職業補導所長
事務打合せ会議の開催
先月十二月十六日、家事サービス公共職業補導所長事務打合せ会議が婦人少年局資料室で開催。補導事務の運営等について研究討議した。

○ホームヘルパー事前講習会の開催
十二月二十六日、労働省婦人少年局でホームヘルパー事前講習会が開催された。これは婦人少年局が労働者家族福祉の一環として、かねて研究中のホームヘルプ制度を石川島重工業株式会社で実験的に実施することになり、ホームヘルパーとして採用された児玉五子さんら三名に東京都家事サービス公共職業補導所修了生にに対し、事前講習会を行なったもので、谷野局長から激励のことばとともに、エブロンとホームヘルパー手帖が贈られた。

○国際婦人問題懇談会
婦人少年局(婦人課)では一月九日、来朝中の全米議事法専門家協会会長ハーバート・アン・レオナルディ夫人を招き懇談会を虎の門共済会館において開いた。婦人団体・報道関係者約二十名が出席、同夫人から「議事法」についての説明を聞き、質問・懇談を行なった。

○住込家事使用人の実情(実態調査中間報告)について新聞発表
個人世帯に住み込む家事使用人の雇入れ状況、環境、労働条件等の実態を明らかにする目的で、婦人少年局が昭和三十四年六月に、二十都市における住宅地域の約三十世帯について実施した調査の中間報告が

まとまったので、一月十九日、新聞発表を行なった。

○働く婦人の家館長連絡会議開始
「働く婦人の家」は婦人労働者の福祉施設として成果をあげつつあるが、最近同種施設に対する一般の関心もたかまり、設置を要望する向きも多くなってきたので、今後の施設の業務並びに婦人少年局の施策に資するため、一月二十五日神田如水会館で館長連絡会議を開催し、「働く婦人の家」相互の連けいをはかり施設運営上の問題点の検討、研究を行なった。

○第九回婦人労働問題
研究会の開催
婦人少年局は、例年婦人労働の基本的な問題または当面する問題について、労働・学識経験者の参加を得て、研究会を行なってきたが、今年も二月下旬に、各婦人少年室において、地方会議を、三月中旬に本省で中央会議を開催し、婦人に対する職場における民主的慣行をつくることを討議研究する。

昭和三十五年二月一日 印刷
昭和三十五年二月五日 発行

婦人と年少者 第八巻第二号
通巻七十六号
定価 五十円 平四角
編集人 久米愛子
発行人 平林たい子
印刷人 東京文芸印刷局(一)番地
印刷所 石井完一

発行所 婦人少年協会
(日本職業指導協会内)
東京都千代田区神田一ツ橋二一
電話九段 〇九五九
電話口座東京 〇七九一四八七

昭和二十八年五月二十日第三種郵便物認可
昭和二十五年二月五日
発行
(毎月一回五日発行)

婦人と年少者

(第八巻 第二号)

定価五〇円 (送料四円)

日本法令が 皆様の机の上に贈る実務書!

例解問答式

健康保険の実務

則内瑞朗編

定価 360 円 丁40 (A 5 判・292 頁)

法律・規則など読んでも簡単に解るものではありません。
本書は最も判り易い例解問答式による解説書を具体的な設
例に対し解説されたもので是非担当実務家には最適の書で
あります。

わかり
易い

社会保険

¥ 70
丁8

日本法令様式販売所編
健康保険・厚生年金保険・労災保険
・失業保険をわかり易く説明した被
保険者(会社員・工員・店員等)に
必要な本です。

賃金規則の作り方

¥ 150
丁16

労働省労働基準局福利課監修

賃金規則は、社規の中でも重要なものの一つであ
るが、本書を参照して、作成されるならば、完全
な規則を作ることができる。

就業規則の作り方

¥ 120
丁16

労働省労働基準局監督課監修

各業種に亘り、実例を設け解説してあるので、わ
かり易く、規則の作成、改善に是非参照されたい
書としておすすめする。

労働基準法〈法規〉

¥ 150
丁16

日本法令様式販売所 渡辺信雄編

労働基準法と関係法を条文別に1頁でみられるよ
う編集され、条文毎に、参照条文が付してあるの
で非常に便利な書。

労働基準法の手続

¥ 170
丁16

労働省労働基準局監督課監修

労働基準法の手続に關係規則の手続をとり入れ、
すぐ役立つよう編集された労務担当者には便利な
書。自信をもって必読をおすすめする。

健康保険
厚生年金保険

早わかり

¥ 200
丁24

則内瑞朗編

健康保険、厚生年金保険の解説と手続の実例を誰
にも理解できるようやさしく説明した実務家向の
書。

失業保険の実務

¥ 230
丁24

労働省職業安定局失業保険課長 阿部泰治監修

失業保険事務を中心に、あらゆる角度から解説さ
れた本書は、初心者から、十年の経験者にも必要
とされる書。

失業保険早わかり

¥ 150
丁16

東京都失業保険部 宇田川洸編

改正された失業保険法を加筆し、被保険者でも知
っておかなければならない事項がわかり易く説明
されている。

厚生年金保険の実務

¥ 250
丁24

厚生省厚生年金保険課編

厚生年金保険法の解説から手続事務に至るまで、
初めての人にもわかるように、やさしく、詳細に
説明された実務書。

東京都千代田区

神田鍛冶町 3-11

日本法令様式販売所

振替東京 75535 番

電話 (251) 9 0 8 6